

平成27年9月関東・東北豪雨による農業災害対策に関する緊急要請

平成27年9月関東・東北豪雨による大規模水害では、栃木県、茨城県、宮城県において、農作物、農地、農業用施設に甚大な被害が生じました。

このような事態に対処するため、関係農業者、市町村・都道府県、農業関係機関・団体等は対策に全力を挙げていますが、国においては当面、下記対策を緊急に講ぜられるよう要請いたします。

記

1. 営農を再開するために、被害を受けた農地・農業用施設等の復旧等、必要な支援を講ずること。
2. 農林業関係災害復旧事業の予算の確保及び早期採択を講ずること。
3. 農業共済制度の対象にならない、収穫後に自己倉庫で保管していた米の水害による被害について、特段の措置を講ずること。
4. 被害を受けた飼料用米について、水田活用直接支払交付金を標準単収値の8万円とするなど特段の措置を講ずること。
5. 公庫資金等各種制度資金の既存貸付償還期限の延長など償還条件を緩和すること。
6. 農業共済金の損害評価を円滑に行い、保険金の早期支払い措置を講ずること。
7. 被災農家に対する栽培管理、技術指導及び新たな作付計画など経営相談等支援対策を強化すること。
8. 災害廃棄物の処理に係わる費用について、全額国庫負担とすること。

平成27年10月20日

全国農業会議所
会長 二田 孝治